

日野川流域憲章とは?

米子市水道局田中局長(当時)が発案し、賛同した国土交通省日野川河川事務所、鳥取県(県土整備部、西部総合事務所、日野総合事務所)、米子市水道局、流域の市町村等が主務となって、地域住民から流域憲章への意見募集を行ったり、民間団体・企業等による意見交換会を実施しました。

平成20年6月には官民33団体による日野川流域憲章制定実行委員会を組織し、平成20年8月23日に憲章制定記念式典を開催して制定されたものです。

制定の目的としては、憲章を一つの共通意識とし、流域団体のネットワーク化と住民の意識高揚を図り、多くの人の参加と協力により、流域の連携と発展をすすめるものです。

日野川流域憲章

【前文】

私たちは悠久の時の流れの中で、多くの恵みをもたらしてくれた日野川、その流域のすばらしい自然・環境を守り、日野川の清流化に向けて活動します。

日野川はたくさんの動植物の生命を育み、たくさんの人たちの生活も支えています。

また、日野川流域には伝統ある生活文化・芸術が育まれています。

私たちは日野川の歴史・自然を学び、よく理解して、より豊かできれいな日野川の流れを後世に残すために、みんなで力をあわせて活動します。

そのために、ここに「日野川流域憲章」をつくり、多くの人たちの参加・協力をよびかけます。

【日野川流域憲章の理念】

- ・日野川流域の自然・環境を守り、川と私たちとのすばらしい共存に努めます。
- ・日野川のきれいで豊かな流れが、いつまでも続くように美しい緑の森を守り、育てるように努めます。
- ・日野川流域の交流・連携をすすめます。
- ・日野川流域の歴史・生活文化を学び、その知識を次世代に引き継ぐように努めます。
- ・日野川流域に培われてきた、さまざまな価値ある魅力を大切にして、継続的な地域の発展に努めます。
- ・日野川流域を愛する人たちの輪が広がるように努めます。



平成 20年 8月 23日

日野川流域憲章制定実行委員会